

（第1面）

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書

令和 年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住 所 香川県さぬき市前山 332 番地 12

氏 名 久香リサイクル株式会社

代表取締役 香川祐輝

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 0879-52-3722



循環利用計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		令和8年3月25日 7循環第289814号		
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後	
循環利用計画の変更の内容	循環的な利用の目的	廃プラスチック類（廃タイヤ及び廃コンベアーベルト）再資源化のための切断及び破砕処理。	同 左	
	循環的な利用の方法	再使用・再生利用・熱回収	同 左	
	循環的な利用の概要	タイヤ・廃コンベアーベルトの破砕チップは製紙会社に納入し、燃料として使用する。	同 左	
	事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	同 左	
	県外産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ、廃コンベアーベルト	同 左
		種類	廃プラスチック類	同 左
		性状	固体	同 左
	県外排出事業者	1年当たりの最大取扱量	4882.5 t / 年	4891 t / 年
		氏名又は名称及び代表者の氏名		別紙のとおり
			住所又は所在地	
当該県外産業廃棄物を運搬する者	排出事業場	名称	別紙のとおり	
		所在地	別紙のとおり	
当該県外産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名		別紙のとおり	
	住所又は所在地		別紙のとおり	
県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路			別紙のとおり	

(第2面)

変 更 事 項		変 更 前	変 更 後		
変循環利用計画の変更の内容	循環利用施設の設置に関する計画	施設の種類及び設置場所	廃プラスチック類の破砕施設 香川県さぬき市前山332番地12	同 左	
		施設の処理能力	64.5 t/日 (8時間)	同 左	
		施設の位置、処理方式、構造及び設備	施設の位置 別紙(2) 処理方式 切断・破砕 構造及び設備 別紙のとおり	同 左	
		循環的な利用に伴い生ずる排ガス及び排水	量	該当しない	同 左
			処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。	当該施設は廃タイヤの切断・破砕施設であり排ガスの発生はありません。また処理工程で水は使用せず排水はありません。	同 左
		設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	該当しない	同 左	
	その他循環利用施設の構造等に関する事項	別紙のとおり	同 左		
	循環利用施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	該当しない	同 左	
		変循環利用計画の変更の内容排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	該当しない	同 左	
		その他循環利用施設の維持管理に関する事項	別紙(5)	同 左	
放射性物質及びこれによって汚染された物の処理	有・ <input type="radio"/>	同 左			
県内で生じた廃棄物の循環的な利用の見込み(その種類、性状及び1年当たりの最大取扱量を記載すること。)	種類: 廃プラスチック類 性状: 切断・破砕チップ 最大取扱量: 4,000t/年	同 左			

変 更 事 項		変 更 前	変 更 後	
変循環利用計画の変更の内容	再使用又は再生利用の場合	種 類	廃タイヤ切断チップ 廃コンベアーベルト破砕チップ	同 左
		性 状	廃タイヤ 約 5cm×5cm 廃コンベアーベルト 約 5cm×5cm	同 左
		1年当たりの最大製造量	19,350 t/年 (64.5t/日×25 日/月×12 月)	同 左
		再生品の性状に適合する日本工業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容	該当しません	同 左
		再生品の利用又は取引の見込み	廃タイヤ 製鉄会社及び製紙会社に燃料として売却しており取引は継続している。 廃コンベアーベルト 製紙会社に燃料として売却しており取引は継続している。	同 左
	循環的な利用に伴い生ずる廃棄物	一般的な名称	該当しません	同 左
		種 類	該当しません	同 左
		性 状	該当しません	同 左
		1年当たりの最大発生量	該当しません	同 左
		処 分 方 法	該当しません	同 左
循環的な利用を行う事業場における循環利用業務責任者の氏名及び連絡先	山地 誠 香川県さぬき市前山 332 番地 12	同 左		
県外産業廃棄物の種類又は性状を変更する場合には、変更後の循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴	平成 19 年 6 月より大王製紙株式会社 三島工場へ納入を開始し、現在も取引継続中。	2018 年 10 月より株式会社ダイセル大竹工場へ納入を開始し、現在も取引継続中。		
変 更 予 定 年 月 日	変更協議結果通知書の交付の日から			
変 更 の 理 由	県外産業廃棄物受け入れに伴う排出事業者の追加			
参 考 事 項				

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。